

若年性認知症の本人や家族が利用できる

相談・サービス ガイドブック

～認知症とともに歩むために～

島根県版



若年性認知症と診断された方には、現在仕事に就いておられる人、また子どもを養育中の人、
ご親族の介護に携わっておられる人もいます。

若年性認知症と診断されても、あなたがあなたであることは変わりはありません。
ただ、若年性認知症とともに歩むために準備をはじめる必要があります。

自分自身のことや仕事のこと、家族のことなど様々な不安や困りごとを抱えておられる方が、
若年性認知症になってもいきいきと自分らしく生活を続けるために
知っておきたい制度やサービスを掲載しています。
利用したい項目や気になる項目は、お気軽にお問合せください。

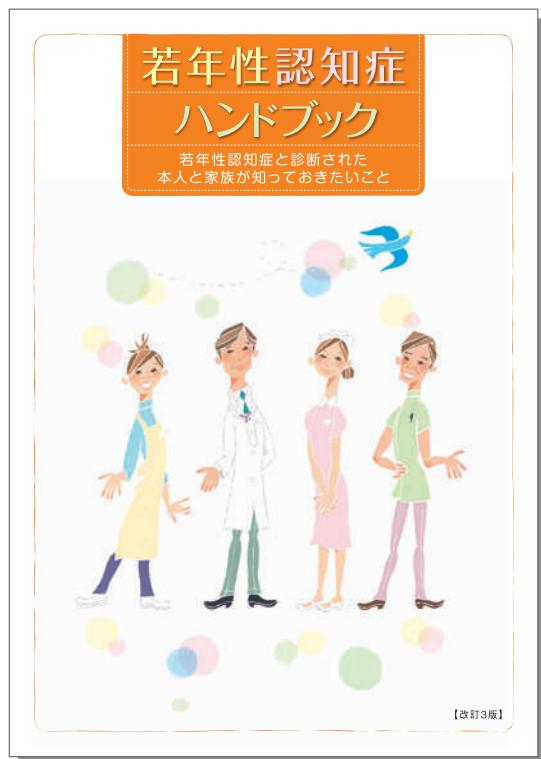
2019年3月

島根県健康福祉部高齢者福祉課

本書のご利用にあたって

『若年性認知症ハンドブック』^(※)も あわせてご覧ください

(※) 全国若年性認知症支援センター事業を実施する
『社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター』編集



**若年性認知症と診断された本人
と家族が知っておきたいことが
掲載されています。**

- 若年性認知症と診断されました
- 若年性認知症とはどんな病気？
- 認知症と診断された人や子供たちの思い
- 日常生活について
- 医療機関の選び方
- 治療薬について
- 社会制度やサービス、相談窓口について



若年性認知症ハンドブックは、
若年性認知症コールセンターのホームページから
閲覧、ダウンロードできます

→ P 18

目次

様々な不安や心配ごとを相談したい

③ ④

- (1) しまね若年性認知症相談支援センター
- (2) 各市町村の相談窓口
- (3) 若年性認知症コールセンター

就労の継続や再就職に関するこ

⑤ ⑥

- (1) 今の職場でできるだけ仕事を続けたい
- (2) 退職してしまったけど、また働きたい
 - ハローワークの活用
 - 障がい福祉サービスを利用した就労支援

各種手続き(社会保障、制度利用)

⑦ ⑧ ⑨

- (1) 障害者雇用、障がい福祉サービスの利用、各種優遇サービスの利用
- (2) 医療費の軽減
- (3) 収入保障
- (4) 休職中、失業中の方へ
- (5) 退職後の医療保険（健康保険）
- (6) 介護と仕事の両立をさせたい家族の方へ
- (7) 就学している子どもがいる方へ
- (8) 住宅ローンの返済がある方
- (9) 生命保険の支払い
- (10) 介護保険サービスの利用

介護保険・福祉サービスを利用したい

⑩ ⑪ ⑫

- (1) 介護保険サービスの利用
- (2) 障がい福祉サービスの利用

日中過ごす場所が欲しい (福祉的就労、居場所・通いの場)

⑬

- (1) 障がい福祉サービスを利用した働く機会
- (2) 介護保険サービスを利用した居場所・通いの場

若年性認知症とともに歩む人と つながりたい、交流したい

⑭

- (1) 若年性認知症当事者・家族の交流の場
- (2) 認知症カフェ
- (3) 当事者同士の会や交流の場を作りたい

金銭管理や契約行為、 財産の管理に関するこ

⑮

- (1) 日常生活自立支援事業
(福祉サービス利用援助事業)
- (2) 成年後見制度

安心して外出するために

⑯ ⑰

- (1) ヘルプマーク、ヘルプカード
- (2) 介護マーク
- (3) 見守りネットワーク、SOS ネットワーク

若年性認知症に関する情報、 ハンドブック 等

⑯

- (1) 島根県ホームページ
- (2) 若年性認知症に関するハンドブック、パンフレット

関係機関連絡先

⑯



様々な不安や心配ごとを相談したい

(1)しまね若年性認知症相談支援センター

若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携をとりながら、様々な相談（就労や収入に関すること、日々の暮らしに関することなど）に応じます。また、各種制度やサービスの情報をお伝えしたり、手続き等の案内も行います。

まずは電話でご相談ください

電話番号：**0853-25-7033**

受付時間：月曜～金曜 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

※公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部へ委託し実施しています

若年性認知症支援
コーディネーターが
対応します!!

若年性認知症支援コーディネーターが行う主なコーディネート内容

医療機関

- 主治医と連携し、日常生活について助言します。
- 専門医療機関や認知症サポート医などの情報を提供します。

社会保障 (経済的な援助)

- 医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供および手続きを支援します。

サービス受給

- 地域で利用できるサービス（社会資源）の情報提供、利用の手続きについて助言します。

就労支援

- 職場との調整や再就職について助言します。

権利擁護

- 財産管理や福祉・介護サービス等の手続きの相談に応じます。

若年性認知症に関する総合相談窓口です。何でもご相談ください。



こんなときは 若年性認知症支援
コーディネーターにご相談ください



- 忘れることが多くなった
- 仕事でミスや失敗することが目立ってきた
- なんだかいつもの自分と違う気がする
- 専門医療機関を受診したい
- 受診をさせたいが、本人が拒否している
- 診断がついたが、会社に話ができない
- 会社を退職して収入がない、不安だ

- 今後も働き続けたい
- 行く場所がなく閉じこもり気味である
- 利用できる制度が分からぬ
- 地域で利用できるサービスが分からぬ
- 情報が見つからぬ
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からぬ
- 家族としてどう接してよいか分からぬ

(2) 以下の各市町村の相談窓口でも相談できます

市町村	相談窓口	電話番号
松江市	健 康 政 策 課	0852-55-5568
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	各センター
安来市	地域包括支援センターはくた	0854-37-1540
雲南市	長寿障がい福祉課(保健医療介護連携室)	0854-40-1042
奥出雲町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0854-54-2512
飯南町	保 健 福 祉 課	0854-72-1770
出雲市	認知症の人と家族の会島根県支部 出雲地区会	0853-25-7708
大田市	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0854-83-7766
川本町	健 康 福 祉 課	0855-72-0633
美郷町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0855-75-1231
邑南町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0855-95-1115
浜田市	健 康 長 寿 課	0855-25-9321
江津市	健 康 医 療 対 策 課	0855-52-7488
益田市	高 齢 者 福 祉 課	0856-31-0245
津和野町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0856-72-0683
吉賀町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	0856-77-3123
海士町	健 康 福 祉 課	08514-2-1822
西ノ島町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	08514-6-1182
知夫村	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	08514-8-2211
隠岐の島町	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	08512-2-4500

地域包括支援センターとは ➡ P 11

(3) 若年性認知症コールセンター

全国の方が若年性認知症に関する相談ができます。
認知症介護研究・研修大府センターが厚生労働省の委託を受けて開設しています。

電話番号：0800-100-2707 (通話料無料)

受付時間：月曜～土曜 10:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)



就労の継続や再就職に関するここと

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。まずは職場で相談してみましょう。

また、退職してしまった場合でも、本人の心身の状況に応じて、働く場や機会を相談することもできます。

(1) 今の職場でできるだけ仕事を続けたい

いったん退職してしまうと再就職が難しい場合が多いのが現状です。

慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や担当者に相談し、職場の理解を得ましょう。

職場も、これまで働いていた貴重な人材（あなた）を必要としているはずです。

上司や人事担当者、また、産業医が配置されている事業所では産業医などと話し合い、職場の理解が得られるようにしましょう。

職場の人に上手く伝えることができるか心配、自分だけでは不安であるときには、職場の了承があれば、若年性認知症支援コーディネーターが話し合いに同席します

次のことも、職場と相談してみましょう。

- ✓ まずは、自分の職場の傷病休暇や手当金、福利厚生などの制度を確認しましょう。
- ✓ 担当業務の変更や配置転換等により、仕事を続けることができるか相談しましょう。
- ✓ 本人にあった働き方が続けられるように、島根障害者職業センター等の支援を受ける方法もあります。
- ✓ 障害者手帳を取得し、障害者雇用に切り替える方法もあります。

TOPICS

両立支援促進員とも連携して支援します。

島根産業保健総合支援センターには働く人の治療と仕事の両立支援を行う「両立支援促進員」が配置されています。

若年性認知症支援コーディネーターもこの「両立支援促進員」とも連携して支援します。

島根障害者職業センター、島根産業保健総合支援センター

→ P 19

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター（電話：0853-25-7033）



(2) 退職してしまったけど、また働きたい

●ハローワークの活用

障がい者就労支援として、障がい者の方の職業指導や職業紹介等がありますので、お住まいの地域を管轄するハローワークに相談しましょう。

※各ハローワークの連絡先 → P 19 (就労支援関係機関)

ご希望があれば、若年性認知症支援コーディネーターが相談に同席します

●障がい福祉サービスを利用した就労支援

障害者手帳所持者等を対象に、「就労移行支援」や「就労継続支援」を行います。お住まいの市町村の障がい福祉担当課へ相談しましょう。

「就労移行支援」 一般企業等での就労が可能と見込まれる人への訓練、求職活動支援、職場定着のための相談支援

「就労継続支援」 就労機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上



POINT

認知症を含む精神疾患（精神障がい）がある場合は、障害者手帳の所持のほか、「自立支援医療（精神通院医療）」の受給や、医師の意見書がある方も障がい福祉サービスの利用ができます。

「就労移行支援」「就労継続支援」

→ P 13



各種手続き (社会保障、制度利用)

名称

概要

問い合わせ・手続き先

備考

(1) 障害者雇用、障害福祉サービスの利用、各種優遇サービスの利用

精神障害者 保健福祉手帳

- 認知症の場合は、一定の精神障害状態にあることを認定して「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。
- 手帳の取得によって、日常生活や社会生活への支援やサービスを利用することができます。
- 障がいの状態に応じて、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税などの軽減制度があります。
- 公共交通機関や公共施設等の利用料金、携帯電話基本使用料等の割引、NHK 受信料の減免などの制度があります。

お住まいの市町村の 障がい福祉担当課

- 初診日から 6 ヶ月を経過した日以降で申請ができます。
- 医師の診断書が必要です。申請にあたっては、認知症についてのかかりつけ医に相談してください。
- 診断書に代えて、精神障がいを支給事由とする障害年金等を受給することを証する書類を添付することもできます。

(2) 医療費の軽減

自立支援医療 (精神通院医療)

何らかの精神疾患で継続して通院される方の医療費の負担軽減
精神疾患で通院した際の医療費の負担が 1 割まで軽減されます。

- ※申請が認定されると、『自立支援医療受給者証』が交付されます。
- ※この制度が利用できるのは、「指定自立支援医療機関」(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られます。

お住まいの市町村の 障がい福祉担当課

医師の診断書が必要です。
申請にあたっては、認知症についてのかかりつけ医に相談してください。
精神障害者保健福祉手帳の診断書で同時に申請することができます。

福祉医療

重度心身障がいの方、ひとり親家庭の方の医療費の負担軽減

- ※対象者として認定されると、『福祉医療費医療証（資格証）』が交付されます。

※自己負担は医療費の 1 割です。

お住まいの市町村の 福祉医療担当課

※益田市は障がい者福祉課

収入により自己負担額の上限があります。
障がいの状況で該当非該当がありますので、問い合わせ先でご確認ください。

(3) 収入保障

障害年金

病気やけがにより一定の障害が残った場合、生活や労働の不都合の度合いに応じて支給される年金です。
初診日から 1 年 6 ヶ月経過の後申請することができます。

※ 1 年 6 ヶ月以内に症状が固定した場合は、その日から申請(請求)できます。

初診日に加入していた 年金担当 国民年金：市町村 年金担当課

※浜田市は医療保険課

厚生年金：年金事務所

共済年金：勤務先の 年金担当課

医師の診断書が必要です。
申請にあたっては、主治医、かかりつけ医に相談してください。

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害がある在宅の 20 歳以上の方が対象です。日常生活に常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

お住まいの市町村の 障がい福祉担当課

※江津市は社会福祉課

所得による支給制限あり。
施設に入所中の人は、医療機関に 3 か月を越えて継続して入院中の方は、支給対象なりません。

名 称	概 要	問い合わせ・手続き先	備 考
(4) 休職中、失業中の方へ			
傷病手当金	「全国健康保険協会（協会けんぽ）」又は「健康保険組合」に入加入している本人（被保険者）が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料や休業手当等がもらえない時、その間の生活保障のために支給されます。	職場の労務担当、 健康保険者	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給開始から上限1年6ヶ月（労務不能により休職の期間） ● 定期的に医師の証明書の提出が必要です
失業給付 (基本手当)	労働者が失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるように支援する制度です。失業給付（基本手当）の日数は、雇用保険の被保険者であった期間や離職の理由などで決定されます。	ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ● 異職日翌日から1年（再就職するまで） ● 病気などで職業に就くことができない場合は、失業給付（基本手当）の受給はできません
(5) 退職後の医療保険（健康保険）			
健康保険	退職後の「健康保険」の加入 <ul style="list-style-type: none"> ①現在の保険を一定の条件で任意継続する ②国民健康保険に切り替える ③家族の健康保険に加入する <p>※医療機関にかかった時は、いずれの場合も医療費は3割負担です</p>	①勤務先の健康保険担当 ②お住まいの市町村の 国民健康保険担当課 ③家族が勤務する会社	保険料 <ul style="list-style-type: none"> ①全額自己負担 ②前年中の収入や世帯の人数等によって異なります ③保険料の負担なし（被扶養者）
国民健康保険料 (税)の軽減	一定の要件を満たした方が、解雇、雇い止めに伴ってお住まいの市町村の国民健康保険に加入する際、離職理由により国民健康保険料（税）が加入日から翌年度末まで軽減されます。	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課 ※雲南省は税務課	離職事由の確認をするため、雇用保険受給資格者証をお手元にご用意の上相談ください。
(6) 介護と仕事の両立をさせたい家族の方へ			
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガ、高齢といった理由で要介護状態になった家族の介護や世話をするための休暇 ● 時間単位、半日単位で取得できます ● 一年度で最大5日間の取得が可能 	介護者が勤務する職場の 上司または担当者	対象となる労働者：雇用期間が6ヶ月以上の労働者（雇用期間が6ヶ月未満の労働者、日雇い労働者などは介護休暇の取得ができません）
介護休業	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガ、身体や精神上の障がいなどの理由から、2週間以上の期間にわたり常時介護が必要な家族（要介護状態にある家族）を介護するための休業 ● 対象家族1人につき、通算して93日に達するまで、3回を上限として分割取得が可能 <p>※介護休業期間中は基本的に無給となるので、介護休業給付金制度を活用しましょう</p>	介護者が勤務する職場の 労務担当	対象となる労働者：同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている労働者（雇用期間が1年未満の労働者や日雇い労働者、個人事業主などは介護休業の取得ができません）
介護休業給付金	一定要件を満たす雇用保険被保険者が家族の介護のために介護休業を得た場合支給される給付金（最長3ヶ月）	介護者が勤務する職場の 労務担当	職場復帰が前提となります。申請先はハローワークですが、申請手続きは事業主が行います。

名 称

概 要

問い合わせ・手続き先

備 考

(7) 就学している子どもがいる方へ

子どもの就学資金

保護者が障害者手帳取得者である場合、奨学金を受けられる場合があります

在学中の学校
お住まいの市町村の
教育委員会

所得等の制限がある場合があります

(8) 住宅ローンの返済がある方

住宅ローンの
返済免除

高度障害による住宅ローンの返済免除が受けられる場合があります

利用中の住宅ローンの
担当窓口

高度障害による債務弁済の手続きが取れないか確認しましょう

(9) 生命保険の支払い

生命保険の
高度障害保険金の
受取り

認知症による高度障害保険金の給付対象になる場合があります

契約中の保険会社

高度障害による保険金の給付に該当しないか確認しましょう

(10) 介護保険サービスの利用

介護保険
要介護認定

- 介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定を申請し、要介護または要支援の認定を受けることが必要です。
- 申請対象者：65歳以上の方、40歳～64歳の医療保険加入者で16の特定疾病のいずれかに診断された方

お住まいの市町村の
介護保険担当課

主治医の意見書が必要です。
(意見書作成依頼は介護保険者が行います)
申請にあたっては、主治医、かかりつけ医にご相談ください。

介護保険サービスを利用するには

➡ P 10



介護保険・福祉サービスを利用したい

自宅での生活を続けるために、住まいの環境を整えたり、ホームヘルパー（訪問介護員）による支援や通所による介護・福祉サービスを利用することができます。

(1) 介護保険サービスの利用

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、かかった費用の1割から3割を自己負担します。（40歳以上65歳未満の方は1割負担です）

介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定を申請し、要介護または要支援の認定を受けることが必要です。

認定非該当の判定になった場合は、介護予防・日常生活支援サービス事業等が利用できます。

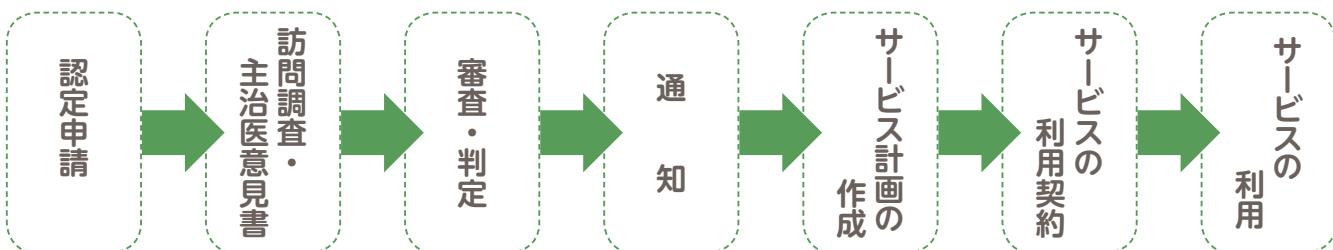
介護保険サービスを利用できるのは、一般的には65歳からですが、40歳以上65歳未満の方は、「認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症 等）」と診断された場合申請ができます。（申請ができる疾患として、「初老期の認知症」のほか、15の特定疾病があります。詳しくは各市町村の介護保険担当課までお問い合わせください。）

《介護保険のサービス》※以下のもの以外のサービスもあります

自宅で受けるサービス	施設に通って受けるサービス	施設に入所して受けるサービス	住環境等を整えるサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームヘルプサービス（訪問介護） ● 訪問看護 ● 訪問リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ● デイサービス（通所介護） ● デイケア（通所リハビリテーション） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人保健施設 ● 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉用具のレンタル ● 住宅改修費の支給

※認定結果により、利用できないサービスもあります

《申請からサービス利用までの流れ》



《介護サービス利用時の自己負担割合》

対象者	負担割合
40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)	1割
65歳以上の方	1割
一定以上の所得がある方	2割
特に所得が高い方（現役並みの所得がある方）	3割
市町村民税非課税の方、生活保護受給者	1割



問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※出雲市は高齢者福祉課

コラム

地域包括支援センター

地域住民の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

地域包括支援センターは、介護保険法に定められた機関であり、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等専門職が配置されています。

【地域包括支援センターの業務】

- 総合相談業務
- 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進など）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

地域住民の
健康保持と生活の
安定を支援します!!

島根県内の地域包括支援センター（H31年1月末現在）

市町村名	名 称	担当地区	電話番号	市町村名	名 称	担当地区	電話番号
松江市	松東地域包括支援センター	朝駒・川津・本庄・持田・島根・美保関・八束	0852-24-1810	益田市	益田市東部・中部地域包括支援センター	益田・吉田・豊川・真砂・安田・鎌手・種・北仙道	0856-31-1010
	松東サテライト（美保関）		0852-72-9355		益田市西部地域包括支援センター	高津・西益田・二条・美濃・小野・中西	0856-22-2028
	中央地域包括支援センター	城北・城西・城東・白瀬・朝日・雄賀	0852-24-6878		益田市美都地域包括支援センター	東仙道・都茂・二川	0856-52-3335
	松北地域包括支援センター	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島	0852-82-3160		益田市匹見地域包括支援センター	匹見上・匹見下・道川	0856-56-0539
	松南第1地域包括支援センター	津田・大庭・古志原	0852-60-0783	大田市	大田市地域包括支援センター		0854-83-7766
	松南第2地域包括支援センター	竹矢・八雲・東出雲	0852-52-9570		安来市地域包括支援センター		0854-32-9110
	湖南地域包括支援センター	乃木・忌部・玉湯・宍道	0852-24-1830		安来市地域包括支援センターはくた		0854-37-1540
浜田市	湖南サテライト（宍道）		0852-66-9355		安来市地域包括支援センターやすぎ		0854-27-7100
	浜田市地域包括支援センター	浜田市	0855-25-9321	江津市	江津市地域包括支援センター		0855-52-7488
	サブセンター金城	金城地区	0855-42-1235		雲南省	雲南省全域・木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町	0854-42-8008
	サブセンター旭	旭地区	0855-45-1435			※ H31年3月末までは次の番号	0854-40-1043
	サブセンター弥栄	弥栄地区	0855-48-2656		雲南省地域包括支援センター大東	大東町・加茂町	0854-43-5671
出雲市	サブセンター三隅	三隅地区	0855-32-2806	奥出雲町	奥出雲町地域包括支援センター		0854-54-2512
	出雲高齢者あんしん支援センター	出雲地域	0853-25-0707	飯南町	飯南町地域包括支援センター		0854-72-1770
	平田高齢者あんしん支援センター	平田地域	0853-63-8200	川本町	川本町地域包括支援センター		0855-72-0633
	佐田高齢者あんしん支援センター	佐田地域	0853-84-0019	美郷町	美郷町地域包括支援センター		0855-75-1231
	多伎高齢者あんしん支援センター	多伎地域	0853-86-7122	邑南町	邑南町地域包括支援センター		0855-95-1115
斐川町	湖陵高齢者あんしん支援センター	湖陵地域	0853-43-7611	津和野町	津和野町地域包括支援センター		0856-72-0683
	大社高齢者あんしん支援センター	大社地域	0853-53-3232	吉賀町	吉賀町地域包括支援センター		0856-77-3123
	斐川高齢者あんしん支援センター	斐川地域	0853-73-9125	海士町	海士町地域包括支援センター		08514-2-1822
				西ノ島町	西ノ島町地域包括支援センター		08514-6-1182
				知夫村	知夫村地域包括支援センター		08514-8-2211
				隠岐の島町	隠岐の島町地域包括支援センター		08512-2-4500

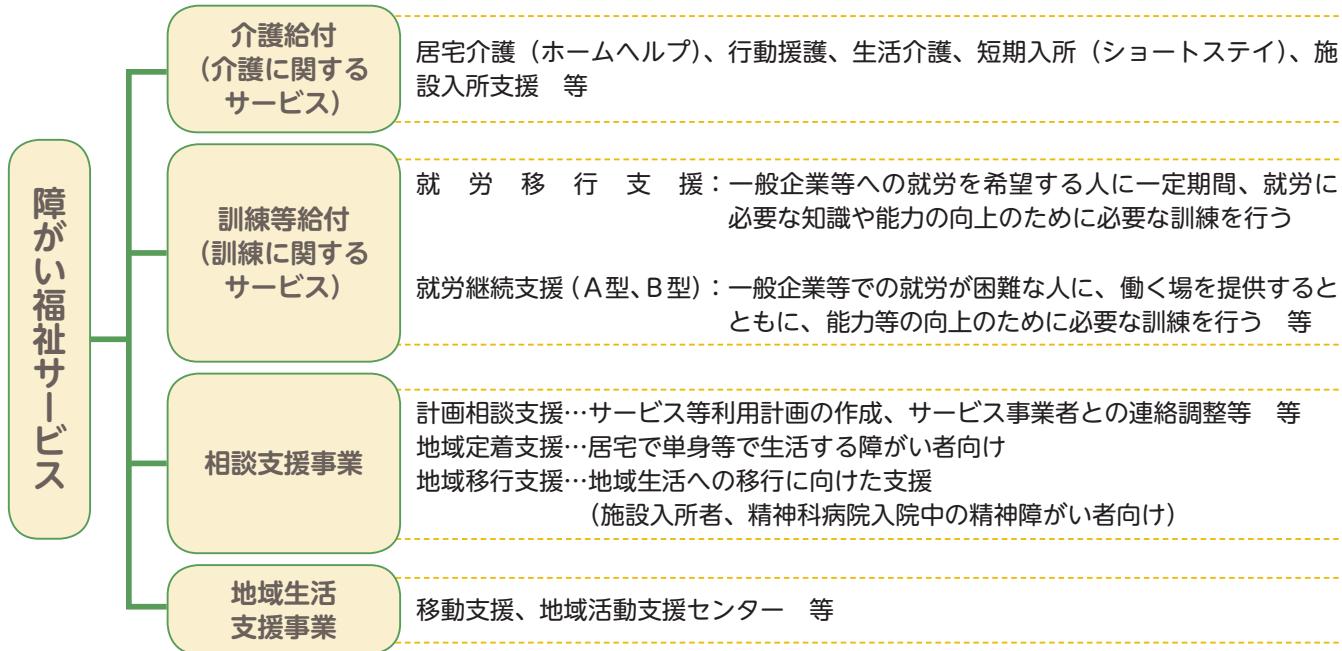
全ての市町村にあります。
相談、問い合わせは、お住まいの市町村（地域）の
地域包括支援センターへ。

(2) 障がい福祉サービスの利用

障害者総合支援法に基づく、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などのサービスを行う「介護給付」や就労に関する支援を行う「訓練等給付」、相談支援事業などがあり、若年性認知症の人もこれらのサービスを利用できる場合があります。

サービスを利用するには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者と利用契約を行います。

《障がい福祉サービスの種類》※以下のもの以外のサービスもあります



！40歳以上の方の介護給付は、介護保険サービスの利用が優先されます

《障がい福祉サービスの申請からサービス利用までの流れ》

流れ	手続き	内 容
① 利用したいサービスの検討		ご自身の希望するサービスや支援の種別や内容を相談
② 障がい福祉サービスの利用申請		申請に必要な書類等を事前に確認の上、市町村の障がい福祉担当窓口に申請書を提出
③ 調査		調査員が本人（または保護者など）と面接し、心身の状況や生活環境などについての調査を実施
④ 審査・判定		調査結果および医師意見書をもとに、審査会で審査・判定
⑤ 支給決定		市町村が、障害支援区分やサービスの支給量などを決定し、受給者証を交付 ※障害支援区分により、受けられるサービスが異なります
⑥ 事業者と契約		利用したい事業者を選択し、その事業者とサービス利用に関する契約を行う
⑦ サービスの利用		サービスの利用に要する費用のうち、定められた利用者負担額（原則1割）を事業者に支払います

POINT

- サービスの支給決定及びサービスの利用には、「サービス等利用計画」が必要です。
- 「サービス等利用計画」は、相談支援事業所と一緒に作成します。

※相談支援事業所の選定の際は、市町村の担当窓口で相談できます。

問い合わせ先：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

日中過ごす場所が欲しい (福祉的就労、居場所・通いの場)

障がい福祉サービスでの「福祉的就労」や、介護保険サービスで「日中過ごす場所」として利用可能な社会参加の場、居場所・通いの場です。

(1) 障がい福祉サービスを利用した働く機会

就労移行支援

- 就労を希望する人で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援 (A型・B型)

- 一般企業等に雇用されることが困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
- A型は雇用契約を結び就労します。

問い合わせ先：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

障がい福祉サービスの申請等について

→ P 12

(2) 介護保険サービスを利用した居場所・通いの場

通所介護 (デイサービス)

- デイサービスセンターに通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護などを受けられます。

通所リハビリテーション

- 医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けることができます。

認知症対応型 通所介護

- 認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模多機能型 居宅介護

- 通所介護を中心に訪問介護やショートステイを組み合わせて、本人の希望や心身の状況に応じて、入浴、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

問い合わせ先：お住まいの市町村の地域包括支援センター

※出雲市は高齢者福祉課

介護保険サービスの申請等について

→ P 10

若年性認知症とともに歩む人と つながりたい、交流したい

若年性認知症とともに歩み、自分らしい生活を送るために、当事者や家族が交流できる場に参加しませんか。仲間づくりをしながらお互いの生活・介護についての工夫や情報交換をすることができます。

(1) 若年性認知症当事者・家族の交流の場

仲間づくりや情報交換を通して、生活する上での工夫などの新しい発見や、新たな活動を始めるきっかけとなります。

開設・開催の情報は問い合わせ先まで。

交流の場の開設情報は、島根県のホームページでもお知らせします。

当事者の会は、
自分たちのしたいこと、
できることを
実現していく場です

若年性認知症 島根県

検索

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター
(電話：0853-25-7033)



(2) 認知症カフェ



認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護関係者など誰でも気軽に参加できる交流の場です。認知症とともに歩む同じ立場の人とつながり、認知症カフェに集う人たちと交流しながら、社会との接点をもつことを目的としています。

本人とスタッフが対等な生活者として個性を尊重した交流ができます。認知症の人の家族は、同じ病気の家族をもった同士で日常の困難や様々な工夫を話し合え、また専門職にも気軽に相談できるため、視野も広がります。

各市町村や地域の方々、介護事業所など、認知症カフェを運営する主体も様々です。

それぞれの認知症カフェで独自のメニューが展開され、県内でもその数は増えています。

島根県ホームページに掲載しています

認知症カフェ 島根県

検索

問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※出雲市は認知症の人と家族の会県支部出雲地区会 ※益田市は高齢者福祉課

(3) 当事者同士の会や交流の場をつくりたい

より自分たちの望む活動ができるように、当事者や家族みずからが集いの場を作りたい場合に、若年性認知症支援コーディネーターが開設に向けた支援を行います。

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター（電話：0853-25-7033）

金銭管理や契約行為、 財産の管理に関すること

認知症や障がい等により判断能力が十分でなくなった場合、日々の金銭管理や福祉サービスの利用援助、契約行為や財産管理に関する生活上の支援制度です。

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方の権利擁護を目的に、安心して生活が送られるように支援する事業です。

サービス内容

- 福祉サービスの利用援助
 - 書類等の預かりサービス
 - 日常的金銭管理サービス
 - 定期的な訪問（安否確認、見守り）
- ※内容により、できない行為もあります

問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

(2) 成年後見制度

認知症や障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方（ここでは、「本人」といいます。）の権利や財産を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援するものです。成年後見人等が本人に代わって、財産の管理や契約といった重要な法律行為や、介護サービス等の手配などを行います。

家庭裁判所への申立てによって、本人の判断能力の状況に応じた成年後見人が選任されます。

また、身寄りがない人、親族が申立をしてくれない場合には、市町村長が申立をすることができます。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用申立てを行う『法定後見制度』と、将来判断能力が不十分になった場合に備える『任意後見制度』があります。

種類	本人の判断能力	支援者	手続き先
法定後見	補助	判断能力が不十分	補助人 保佐人 成年後見人 家庭裁判所
	保佐	判断能力が著しく不十分	
	後見	判断能力が全くない	
任意後見	本人があらかじめ決めた任意後見人との間で、支援の内容や報酬などに関する『任意後見契約』を結びます。この契約は、公証人役場で公証人が作成する公正証書によって結びます。任意後見契約は、家庭裁判所で任意後見監督人の選任がされてから効力が生じます。		
			本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行なう

問い合わせ先：●成年後見制度全般（制度の案内・相談窓口）

お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※出雲市は福祉推進課 ※浜田市は
 65歳未満：地域福祉課
 65歳以上：地域包括支援センター

●成年後見制度の申立てや手続のご案内
最寄りの家庭裁判所（連絡先：P 19）

安心して外出するために

若年性認知症の人が安心して外出するための支援の紹介です。

(1) ヘルプマーク、ヘルプカード

認知症や内部障がいの方、妊娠初期の方などは、援助や配慮を必要としていることが外見からわかりにくく、外出先等で手助けが必要な時に協力が得られない場合があります。

ヘルプマーク、ヘルプカードを身につけることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマークです。

ヘルプマーク、ヘルプカードは、東京都が考案し全国で普及が進められています。島根県でもマーク等を必要とする方への交付とマーク等の周知に努めています。

※交付にあたって、障害者手帳等の有無は問いません



ヘルプマーク

- かばん等に装着するなどして身に着ける
- 交付は無料ですが、1人1個まで
- 紛失した場合は、再交付申請ができる

交付（申請）場所

県及び市町村の障がい福祉担当課、保健所



ヘルプカード

- 氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込む
- 配慮や援助を求める場面で、相手に提示する
例：アレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼するなど

交付場所

島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください

島根県 ヘルプカード

あなたの支援が必要です。	
ヘルプカード	
島根県	
《氏名》 氏名 生年月日 年 月 日 血液型 (C 型) 住 所 連絡先 緊急連絡先 障がい名、病名： かかりつけ医療機関： 住： - - (主治医：) お問い合わせのこと：	

問い合わせ先：島根県障がい福祉課
(電話：0852-22-6685)

コラム

認知症サポーター

認知症の人や家族が地域や職場の中で安心して生活できるよう、認知症を正しく理解し、日々のちょっとした困りごとを自分のできる範囲でサポートする応援者です。

認知症サポーターは、認知症に関する講習を受け、サポーターの証としてブレスレット（オレンジリング）を受け取ります。

たとえば…

- 認知症の人をみかけた際に、その行動を見守り、道案内などの手助けをする
- 周囲の人に対して、認知症についての正しい知識や配慮すべきことを伝える



地域や職場、
学校で
増えてます!!

(2) 介護マーク

認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくいため、公共のトイレの利用や下着等の買い物をする際に、誤解や偏見を持たれる場合があります。

介護マークは、介護中であることを周囲に理解してもらえるようにと静岡県で考案されました。認知症や内部障がい、高齢の方などを介護・支援している方、けがや病気などにより一時的に介護・支援が必要な場合にも利用されています。



こんな時に…

- 介護していることを、周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 介護者が介護のため異性のトイレに入るとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに一緒に入室するとき など

介護マーク

- マークは名刺サイズの大きさです
- 名札ケースに入れて、首から吊り下げるなどして身に着けてください

交付（申請）場所

お住まいの市町村の介護保険担当課

*市町村によっては、障がい福祉担当課が窓口となっている場合もあります
※松江市は健康政策課 ※津和野町は地域包括支援センター



(3) 見守りネットワーク、SOS ネットワーク

各市町村で、自宅や地域で見守りが必要な方への訪問や声掛けをする体制ができます。

また、認知症の人が、外出後自宅への帰り方がわからなくなった時、行方がわからなくなった時に探し出す地域のネットワークができています。

市町村によっては、外出に関して心配がある方が事前登録をすることで、より円滑で早い対応を行える取組を実施しているところもあります。



問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

*出雲市は出雲市社会福祉協議会

*行方がわからなくなった場合は、最寄りの警察署へご相談ください

若年性認知症に関する情報、ハンドブック 等

(1) 島根県ホームページ

若年性認知症に関する情報を掲載しています。

若年性認知症 島根県

検索

内 容

- 若年性認知症センター（外部サイト）
- 若年性認知症に関する相談窓口
- 交流の場情報
- 若年性認知症関連サイト
 - 治療と仕事の両立支援（島根労働局）
 - 高次脳機能障がい者支援（島根県障がい福祉課）

The screenshot shows a search results page for '若年性認知症' (Young-onset dementia) on the Shimanami Prefecture website. The results include links to various departments and external sites related to dementia services and support.

(2) 若年性認知症に関するハンドブック、パンフレット

若年性認知症センター（認知症介護研究・研修大府センター）が作成した若年性認知症に関するハンドブックやリーフレット等が掲載されています。

※掲載されているハンドブック等は、若年性認知症の人やその家族向け、企業向け、支援機関向けのものがあります

若年性認知症センター

検索

The screenshot shows the homepage of the 'Young-onset dementia call center'. It features a large phone number (0800-100-2707) and operating hours (10:00~15:00). The main menu includes sections for 'About young-onset dementia', 'Support systems and resources', 'Specialized consultation ports', and 'Information and materials'. A red box highlights the 'Information and Materials' section.

『資料集』から、ハンドブック等は
自由にダウンロードできます。

若年性認知症
ハンドブックも
ここからダウンロード
できます

The image shows the front cover of the 'Young-onset dementia handbook'. The cover features a colorful illustration of four people (two adults and two children) and the title '若年性認知症ハンドブック'.

関係機関連絡先

名 称	連 絡 先	備 考
●総合相談 ……個別の相談先が分からないとき、色々なことを相談したいときは、こちらへ！		
しまね若年性認知症相談支援センター (若年性認知症支援コーディネーター)	0853-25-7033	若年性認知症に関する総合相談窓口です 面接相談、訪問等県内各地へ出向きます
●就労支援関係機関		
島根障害者職業センター	0852-21-0900	障害者職業カウンセラーを配置し、就職の相談、職業能力等評価、職場復帰の支援等個々の障がい状況に応じた継続的な支援を行ないます
島根産業保健総合支援センター (両立支援促進員)	0852-59-5801	治療が必要な疾病を抱えながら働く人が、治療と仕事の両立ができるよう、両立支援促進員が職場との調整等を行います
ハローワーク	お近くのハローワーク をご利用ください	職業紹介、職業相談、雇用保険などの業務を一体的に実施します
ハローワーク 松 江	0852-22-8609	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎
ハローワーク 隠岐の島	08512-2-0161	隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎
ハローワーク 安 来	0854-22-2545	安来市安来町 903-1
ハローワーク 雲 南	0854-42-0751	雲南市木次町里方 514-2
ハローワーク 出 雲	0853-21-8609	出雲市塩冶有原町 1-59
ハローワーク 石見大田	0854-82-8609	大田市大田町大田口 1182-1
ハローワーク 川 本	0855-72-0385	邑智郡川本町川本 301-2
ハローワーク 浜 田	0855-22-8609	浜田市殿町 21-6
ハローワーク 益 田	0856-22-8609	益田市あけばの東町 4-6 益田地方合同庁舎
●成年後見制度関係機関		
家庭裁判所	最寄りの家庭裁判所 をご利用ください	成年後見制度の申立てや手続きの案内
松江家庭裁判所 家事受付係	0852-35-5200	係直通
松江家庭裁判所 出 雲 支 部	0853-21-2114	代表
松江家庭裁判所 浜 田 支 部	0855-22-0678	代表
松江家庭裁判所 益 田 支 部	0856-22-0365	代表
松江家庭裁判所 西 鄕 支 部	08512-2-0005	代表
松江家庭裁判所 雲 南 出 張 所	0854-42-0275	代表
松江家庭裁判所 川 本 出 張 所	0855-72-0045	代表

TOPICS

認知症の人と家族の会

1980年に結成された認知症の本人と家族の全国組織です。全国47都道府県に支部があり、認知症の本人、家族、専門職など11,000人の会員が励まし合い、助け合って「認知症になつても安心して暮らせる社会」を目指しています。

島根県支部は、1981年に結成されました。

認知症の人と家族の会の理念

認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ日々の暮らしが安穏に続けられなければならない。

認知症の人と家族の会は、ともに励まし合い助け合って人として実りある人生を送るとともに、認知症になつても安心して暮らせる社会の実現を希求する。

「家族の会」の活動



1 つどい 

認知症の本人や介護者同士が直接話しあうことができます。若年で発症した方、男性介護者、看取り終えた方などのつどいもあり、医師や介護職などの専門職も一緒に考えます。



2 月刊・会報 「ぼ~んぱ~れ」 

認知症の情報が詰まった本部と支部の会報を毎月お届けします。認知症の本人や家族の声、介護保険の動向、医療・介護などの情報満載です。



3 電話相談 

困ったり悩んだ時、誰かと話したい時、電話してください。自治体の「認知症コールセンター」にも協力しています。

☎ 0120-294-456 (無料) 

詳しくはホームページで www.alzheimer.or.jp

認知症に
関心のある方は
どなたでも
入会できます



※認知症の人と家族の会リーフレットより

問い合わせ先：公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部

出雲市今市町1213（出雲市保健センター内）

TEL：0853-25-0717

メモ



このガイドブックに関するお問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課 地域包括ケア推進室

☎ 0852-22-6341